

シックハウスと思われるが原因がわからず困っている

相談 内容	<p>2003年建築の住宅に住んでいるが、シックハウスで困っている。私の部屋だけこうした症状が出る場所で、家族は症状が出ない。医者にも見てもらったが原因がわからないし、部屋も特に新建材を使っていないため、原因となる材料はないと思う。換気扇は付いておらず、一旦窓を開けると改善することもある。前にシックハウスに関する環境測定を検査機関にお願いしたが、この時も原因がわからずじまいであった。どうしたらよいか困っている。</p>
回答 内容	<p>建築基準法の改正に伴い、シックハウス対策として、建材の規制や24時間換気の義務付けとなったのは平成15年（2003年）7月1日からとなっています。2003年の建築ですから対策が講じられていないことが考えられます。</p> <p>一般にシックハウス症候群とは、様々な化学物質が原因とされ、建築基準法で規制されている、クロルピリホス（使用禁止）やホルムアルデヒド（使用制限）だけではありません。建築基準法で制限するのは建築材料としての制限であり、建築材料以外の化学物質が放散される可能性のある、家具や日用品（化粧品、スプレー、たばこの煙など）は規制していません。これらの仕様規制されていない化学物質への対策として、各居室の24時間換気を義務付けています。また、科学物質に対するひとの症状も多様で、個人差があります。ご家族に症状が出なくてもひとりだけ症状が出る場合があります。アレルギー症状も同じです。</p> <p>対策としては、まず、室内の化学物質が放散していると思われる家具や日用品の撤去、あるいは自然素材の化学物質を使用しないものに変えることです。一般に、ベニヤを使用する家具は、しれ自体接着剤を使用していますので、化学物質が放散しています。化学物質はある程度時間が経つと放散してしましますが、ゼロとなるには相当時間を要します。次に室内の換気を細目に行うことです。現在の建築基準法では、居室は24時間換気のための換気扇設置が原則です。設置されていないようですから、工務店などに依頼して、適正な換気量の換気扇を設置してみてもはいかがでしょうか。</p> <p>これ以上の対応は、医学的な観点で対応をしていただくかざるを得ないと思われますので、専門の医師に相談ください。</p>